三重県知事 あて

医療法人住所医療法人の名称
理 事 長
電 話

三重県四日市市八田1丁目14番27号医療法人道しるべ
原 和弘
059 （333）0340

決 算 届

令和 3年4月1日から令和 4年3月31日までの決算を終了したので，医療法第5 2 条第1項の規定により届出します。
［添付書類］
1．事業報告書
2．財産目録
3．貸借対照表
4．損益計算書
5．監事の監査報告書
［備考］
提出に当たっては，正本，副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の 2 第1項）

〔別 紙〕

## 様式 1

事 業 報 告 書
（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）

1 医療法人の概要
（1）名
称 医療法人道しるべ

| （1） | $\square$ 財団 $\square$ 社団（ $\square$ 出資持分なし，$\square$ 出資持分あり） |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| （2） | $\square$ 社会医療法人 | $\square$ 特別医療法人 | $\square$ 特定医療法人 |
|  | $\square$ 出資額限度法人 | $\square$ その他 |  |
| （3） | $\square$ | 基金制度採用 | $\square$ 基金制度不採用 |

注）（1）から（3）のそれぞれの項目（3）は社団のみ。）について，該当する欄 の $\square$ を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
（2）事務所の所在地 三重県四日市市八田1丁目14番27号
注）複数の事務所を有する場合は，主たる事務所と従たる事務所を記載 すること。
（3）設立認可年月日 平成23年3月18日
（4）設立登記年月日 平成 23 年 4 月 5 日
（5）役員及び評議員

|  | 氏 $\quad$ 名 | 備 |
| :---: | :---: | :--- |
| 理 事 長 | 原 和弘 | 四日市道しるべ 管理者 |
| 理 事 | 輪 真幹 |  |
| 同 | 太田 昇 |  |
| 同 |  |  |
| 同 |  |  |
| 監 事 | 林 秀樹 |  |

注）1．「社会医療法人，特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は，記載しなくても差し支えないこと。
2．理事の備考欄に，当該医療法人の開設する病院，診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載する こと。（医療法第46条の5第6項参照）
3．評議員の備考欄に，評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

## 2 事業の概要

（1）本来業務（開設する病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種 類 | 施設の名称 | 開 設 場 所 | 許可病床数 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 病院 |  |  | 一般病床 | 床 |
|  |  |  | 療養病床 | 床 |
|  |  |  | ［医療保険 | 床］ |
|  |  |  | ［介護保険 | 床］ |
|  |  |  | 精神病床 | 床 |
|  |  |  | 感染症病床 | 床 |
|  |  |  | 結核病床 | 床 |
| 診療所 | 四日市道しるべ | 三重県四日市市八田1丁目14番27号 | 一般病床 | 床 |
|  |  |  | 療域病床 | 床 |
|  |  |  | ［医療保険 | 床］ |
|  |  |  | ［介護保険 | 床］ |
| 介護老人保健施設 |  |  | 入所定員 | 名 |
|  |  |  | 通所定員 | 名 |
| 介護医療院 |  |  | 入所定員 | 名 |
|  |  |  | 通所定員 | 名 |

注）1．地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について は，その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2．療養病床に介護保険適用病床がある場合は，医療保険適用病床と介護保険適用病床の それぞれについて内訳を［1］書で記載すること。
3．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は，入所定員及び通所定員を記載 すること。
（2）附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

| 種類又は事業名 | 実 施 場 所 | 備 | 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については，その旨を施設の名称の下に【】書で記載すること。
（3）収益業務（社会医療法人又は医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことが できる業務）

| 種 類 | 実 施 場 所 | 備 | 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（4）当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 3 年 5 月 21 日 令和2年度決算の決定
令和 4 年 3 月 24 日 令和 4 年度の事業計画及び収支予算の決定

注）（5），（6）については，医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し，（7）以下については，病院，介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し，診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
（5）当該会計年度内に発行した医療機関債
なし。
（6）当該会計年度内に購入した医療機関債 なし。
（7）当該会計年度内に開設（許可を含む ）した主要な施設 なし。
（8）当該会計年度内に他の法律，通知等において指定された内容 なし。
（9）その他
なし。

## 様式 2

法人名 $\qquad$医療法人道しるべ
※医療法人整理番号
所在地 $\qquad$三重県四日市市八田1丁目14番27号

|  |  | 財 |  | 産 |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 録 |  |  |  |  |  |
|  | （令和 | 4年 | 3月 | 31日現在） |  |


| 1．資 | 産 | 額 | 103,263 千円 |
| :--- | :---: | :---: | ---: |
| 2．負 | 債 | 頟 | 8,531 千円 |
| 3．純 | 資 | 産 | 額 |


（注）財産目録の価額は，貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について，該当する欄の口を塗りつぶすこと。


迲人名医療法人道しるべ ※医療法人整理番号
近在地三重県四日市市八田 1 丁目 14 番 27 号

| 貸 | 借 | 対 | 照 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 和 4 年 | 3月 | 31日現在） |

（単位：千円）

| 資 産 の部 |  |  | 負 債 の 部 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 科 目 | 金 | 額 | 科 目 | 金 | 額 |
| I 流 動 資 産 |  | 96， 232 | I 流 動 負 債 |  | 8，531 |
| II 固 定 資 産 |  | 7，031 | II 固 定 負 債 |  |  |
| 1 有形固定資産 |  | 5，231 | （らち保有医療機関債） |  |  |
| 2 無形固定資産 |  |  | 負 債 合 計 |  | 8，531 |
| 3 その他の資産 |  | 1，800 | 純資 |  |  |
| （らち保有医療機関債） |  |  | 科 目 | 金 | 額 |
|  |  |  | I 基 金 |  |  |
|  |  |  | II 積 立 金 |  | 94， 732 |
|  |  |  | （らち代替基金） |  | 10， 150 |
|  |  |  | III 評価•換算差額等 |  |  |
|  |  |  | 純資産合計 |  | 94， 732 |
| 資 産 合 計 |  | 103， 263 | 負債•純資産合計 |  | 103， 263 |

（注）経過措置医療法人は，純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに，代替基金の科目を削除すること。

様式 4－2
法人名 医療法人道しるべ


近在地三重県四旦市市八田1丁目14番27号
損 益 計 算 書
（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）
（単位：千円）

（注）1．利益がマイナスとなる場合には，「利益」を「損失」と表示すること。
2．表中の科目について，不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 様式 6

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人道しるベ
理事長 原 和弘 殿

私（注1）は，医療法人道しるべの令和 3 会計年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで） の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき，以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私たちは，理事会その他重要な会議に出席するほか，理事等からその職務の執行状況を聴取し，重要な決裁書類等を閲覧し，本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し，事業報告 を求めました。また，事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い，計算書類，すなわち財産目録，貸借対照表及び損益計算書（注 2 ）の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

（1）事業報告書は，法令及び定款（寄附行為）に従い，法人の状況を正しく示しているものと認めま す。
（2）会計帳簿は，記載すべき事項を正しく記載し，上記の計算書類の記載と合致しているものと認め ます。
（3）計算書類は，法令及び定款（寄附行為）に従い，損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
（4）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。
（注1）監査人が複数の場合には，「私たち」とする。
（注2）関係事業者との取引がある医療法人については，「財産目録，貸借対照表，損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし，社会医療法人債を発行する医療法人について は，「財産目録，貸借対照表，損益計算書，純資産変動計算書，キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

